

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## The Bank of East Asia, Limited（証券コード：－）

### 【据置】

外貨建長期発行体格付	A+
格付の見通し	安定的
MTNプログラム格付	
（上位優先債）	A+
（非上位優先債）	A

### ■格付事由

- (1) The Bank of East Asia, Limited（BEA）は、香港の預金量約7,000億香港ドル（24年6月末現在）の独立系大手銀行。香港および中国本土を中心に個人及び法人向け銀行業務を展開するほか、ウェルスマネジメント、トレジャリーマーケット等の業務を行っている。格付は、香港における強固な事業基盤、顧客基盤に裏付けられた安定した収益力、高い資本水準などを反映している。他方、不動産融資に伴う不確実性により制約されている。不動産市況の変動など厳しい経営環境下で、不動産融資を圧縮するなど迅速な対応を取り、資産の劣化を一定程度抑制している。以上を踏まえ、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (2) BEAは、24年6月末の連結総資産残高は8,750億香港ドルと、香港金融グループでは第5位、かつ地場独立系銀行では最大規模を誇る。三井住友銀行およびスペインのCAIXAからの出資を受け入れ業務提携をしている。1918年の創業以来、香港の輸出業を中心とした産業界に資金を供給し、香港の発展を支えてきた。24年6月末の地域別総資産割合は、香港59.8%、中国本土26.1%、その他地域14.1%であり、香港事業の比重が高い。ウェルスマネジメントに注力しており、香港の多くの支店で富裕層向けサービスセンター（SupremeGold Centres）を設けている。富裕層向けの営業担当者を増やし、顧客対応を拡充している。顧客ニーズに沿ったサービスの提供により顧客層を獲得し、安定的な事業基盤を確立している。中国本土でも、重要都市中心に支店網を構築しており、香港事業とのシナジーを実現している。
- (3) 個人及び法人向け銀行業務による利息収入が収益力の主な源泉となっている。24/12期上半期の純金利マージンは2.1%と香港の銀行の中でも高い収益性を実現している。経費の増加は抑制されており、OHRが低いことも収益力に貢献している。23/12期の業績は、貸出金利上昇により税引前当期純利益が増加した。24/12期上半期の業績は、主に不動産融資への貸倒引当金繰入額の増加により、前年同期比17.8%の減益であった。当行は中小企業向け融資に強く、今後も一定の純金利マージンが与信費用のバッファーになるとみている。
- (4) 24年6月末の顧客貸付は、香港48%、中国本土30%、その他地域22%と分散されている。産業別にみると、不動産デベロッパーおよび不動産投資会社への融資比率は、22年末には35%と高かったが、与信厳格化とエクスポージャーの圧縮により、24年6月末には26%に大きく減少した。不動産融資の縮小により、不動産価格が下落し事業環境が悪化する中でも、不良債権比率は22年末以降2%台半ばの水準で推移し、大きく悪化していない。不動産市況の先行きに不透明感が残ることから、引き続き状況を注視していく。
- (5) 資本はリスク量対比で十分な厚みを有している。リスク資産の圧縮や利益剰余金の蓄積による資本拡充を受け、24年6月末の普通株式等Tier1（CET1）比率は17.1%と、香港の大手銀行のなかで最も高い水準を維持している。預貸率は80%程度と問題ない水準である。市場からの調達抑制されており、流動性は潤沢である。

（担当）増田 篤・岩崎 晋也

■ 格付対象

発行体：The Bank of East Asia, Limited

【据置】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	A+	安定的

プログラム名	U. S. \$6,000,000,000 Medium Term Note Programme
発行限度額	60 億米ドル相当額
ステイタス	上位優先債は、無担保・非劣後の債務で、他の無担保・非劣後債務と同順位。 非上位優先債は、無担保・非劣後の債務で、他の無担保・一般債務に劣後。
信用補完等	なし
特約条項	ネガティブ・プレッジ条項、クロス・デフォルト条項（いずれも上位優先債）
格 付	（上位優先債）A+（非上位優先債）A

## 格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年9月25日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一  
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年2月1日)、「銀行等」(2021年10月1日)、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」(2022年9月1日)、「金融機関等が発行する資本商品・TLAC商品の格付方法」(2017年4月27日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) The Bank of East Asia, Limited
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
  - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
  - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：  
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

**MTN プログラム格付**：プログラム格付はプログラムに対する信用格付です。個別のノートの信用力はプログラム格付と同等と判断されるケースもありますが、クレジット・リンク・ノートやエクステンジャブル・ノートなど、元利支払いが第三者の信用状況に依存するノートなどではプログラム格付と異なると判断されることもあります。JCRでは、発行体から依頼がある場合などを除き、通常、プログラムに基づき発行される個別のノートに対する信用格付は行っていません。

## ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル